

(公財) 日教弘 教育研究助成事業 愛知支部 教育団体研究助成事業 募集要項

この事業は、教育の振興に寄与すると認められる教育関係団体及び教育研究団体の特に有益な研究活動に対し助成を行う事業です。令和8年度は下記要項のとおり実施します。

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 愛知支部

2 助成要件

(1) 助成の趣旨

愛知県内で活動する教育関係団体及び教育研究団体が令和8年度に行う有益な研究活動に助成金を給付することにより、愛知県の学校教育の向上発展に寄与します。

(2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的または営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの
- ④ 自己の財源によって十分に研究活動ができるもの

(3) 募集対象

愛知県内で活動する幼児教育及び小・中・高・特別支援学校の学校教育に関わる教育関係団体及び教育研究団体

- ① 応募者が計画の推進に責任をもち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。
- ② 令和8年度の1年間で完了する研究活動とします。

(4) 募集期間

令和8年4月1日(水)～令和8年4月22日(水)

(5) スケジュール

令和8年5月頃 選考を行います。

6月頃 採否の結果を通知します。

7月頃 助成金を交付します。

令和9年2月26日(金) 成果報告書の提出

※申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。

※採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。

※助成が決定した事業については、研究活動の進捗を確認することがあります。

(6) 応募方法

① 申請書作成・提出

助成を希望する団体は、以下の助成金交付申請関係書類を期日までに提出する。

ア 「教育団体研究助成申請書」(様式1)

イ 「教育研究実施要項」(任意の様式)及び「団体の会則」

② 提出先

〒460-0004 名古屋市中区新栄町二丁目4番地 坂種栄ビル4階

公益財団法人日本教育公務員弘済会愛知支部

③ 締切 令和8年4月22日(水) 当日消印有効

〈個人情報の取扱いについて〉

- ・ 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・ 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象団体の団体名、助成対象テーマ及び助成金額や贈呈式等の模様を、ホームページ、広報誌等で公表できるものとします。

3 助成金額

1件あたり100万円以内とします。

ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

- ① 応募する申請者本人の人件費及び謝金（共同者も含む。）
- ② 汎用性のある機器（例：パソコン、OAソフト<Word, Excel等>、コピー機、タブレット端末）等の購入費
- ③ 組織等の一般管理費（例：懇親会等の飲食費）等
- ④ 海外旅費（ただし、国内旅費は申請額の30%までとします。）
- ⑤ その他研究に直接関係がない講習会費、物品等

※助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備不正等があった場合は、返金していただくことがあります。

4 選考

(1) 選考方法

- ① 日教弘愛知支部教育振興事業選考委員会の選考後、愛知支部幹事会の議を経て支部長が助成対象団体を決定します。
- ② 助成の採否を文書で各申請団体に連絡します。なお、採否の理由についての問い合わせには回答しません。

(2) 選考基準

- ① 事業の公益性：社会性：申請事業が十分な公益性・社会性を有したものであるか。
- ② 事業の適正性：申請事業が助成の趣旨と合致しているか。
事業予算の設定が過大なものではないか。
- ③ 事業の必要性：課題、ニーズを的確に把握しているか。
- ④ 事業の実現性：申請事業の実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられているか。

5 助成対象団体の義務等

- (1) 助成対象者は、当支部と覚書（助成金30万円以上のみ）を交わします。
- (2) 申請書の内容に従って助成金を使用します。また、使用する際には必ず領収書を取り、研究活動の終了後に経過・結果等に関する報告（成果報告書）と併せて提出してください。（領収書はコピー可）なお、提出された報告書・資料等は、当支部が公表できるものとします。
- (3) 助成対象団体が研究機関のホームページや広報誌、論文等により助成事業の成果を発表する場合には、日教弘愛知支部の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載してください。
- (4) 助成金で購入した物品等については、「日教弘愛知支部教育団体研究助成事業助成」の名称をラベル等で貼付してください。
- (5) 助成対象団体の関係教職員による会合（理事会、評議員会等）において、目録贈呈の機会を設けるよう配慮してください。

6 その他の注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 書類管理の都合上、当支部への持参はお断りします。
- (3) 万一、故意の虚偽記載、同一テーマによる重複申請、または研究倫理上の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けられません。
- (4) 選考結果の情報および採否の理由についての問い合わせには回答しません。

7 問い合わせ先

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 愛知支部

〒460-0004

名古屋市中区新栄町二丁目4番地 坂種栄ビル4階

教育団体研究助成事業担当 橋本 新

TEL 052-951-3453

E-mail aichi@nikkyoko.or.jp

URL <https://www.nikkyoko.or.jp/company/aichi/index.html>